

## 泉大津市子ども・子育て会議条例（抜粋）

平成 25 年 9 月 17 日  
条例第 26 号

第 1 条～第 3 条 （略）

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第 6 条～第 8 条 （略）